確定拠出年金向け説明資料

ダイワ／“RICI®”コモディティ・ファンド

資産運用業協会分類：追加型投信/内外/その他資産（商品先物）/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

イ．世界のコモディティ（商品）価格の中長期的な上昇を享受するために、ロジャーズ国際コモディティ指数®（以下「RICI®」といいます。）の動き（円換算）に連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

ロ．当ファンドは、「“RICI®”ファンド クラスA」とマザーファンドを投資対象ファンドとするファンド・オブ・ファンズです。これらの投資対象ファンドへの投資にあたっては、通常の状態で「“RICI®”ファンド クラスA」への投資割合を高位（信託財産の純資産総額の90％程度以上）とすることを基本とします。

※「“RICI®”ファンド クラスA」について

(a)「“RICI®”ファンド クラスA」では、運用資産総額の50％以上を米ドル建て債券等に投資するとともに、世界の商品先物取引および商品先渡取引等に投資することにより、RICI®に連動する投資成果をめざしています。

(b)米ドル建て短期債券等への投資にあたっては、主に1年以内に償還を迎える米ドル建て短期債券等に投資しています。短期債券等には、銀行引受手形、預託証書、コマーシャル・ペーパー、定期預金証書なども含みますが、これに限定されません。

(c)商品先物取引および商品先渡取引等の投資にあたっては、商品先物取引および商品先渡取引等の証拠金の合計額が、「“RICI®”ファンド クラスA」の運用資産総額のおおよそ10％から30％の範囲内（最大でも50％以下）となるように行なっています。

ハ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、RICI®が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

＜投資先ファンドについて＞

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

投資先ファンドの名称	「“RICI®” Commodity Fund Ltd.」が発行する「“RICI®” class A」の投資証券
選定の方針	運用資産総額の50％以上を米ドル建て債券等に投資するとともに、世界の商品先物取引および商品先渡取引等に投資することにより、ロジャーズ国際コモディティ指数®（RICI®）に連動する投資成果をめざすファンドである。

・「ダイワ・マネー・マザーファンド」の投資方針

イ．わが国の公社債を中心に安定運用を行ないます。

ロ．邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時に第二位（A-2格相当）以上の短期格付であり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。

ハ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

2.主要投資対象

①ケイマン籍の外国証券投資法人「“RICI®” Commodity Fund Ltd.」が発行する「“RICI®” class A」（以下「“RICI®”ファンド クラスA」といいます。）の投資証券（米ドル建）

②国内籍の証券投資信託「ダイワ・マネー・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（円建）

※「ダイワ・マネー・マザーファンド」は、本邦通貨表示の公社債を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

②株式への直接投資は、行ないません。

③投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

④外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

ロジャーズ国際コモディティ指数®（RICI®）（円換算）

5.信託設定日

2008年6月27日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、ロジャーズ国際コモディティ指数®（RICI®）が改廃されたとき、もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

8.決算日

毎年4月25日および10月25日（休業日の場合翌営業日）

9.運用管理費用（信託報酬）

純資産総額に対して年率1.133％(税抜1.03％)

内訳：委託会社　年率0.275％(税抜0.25％)

販売会社　年率0.825％(税抜0.75％)

受託会社　年率0.033％(税抜0.03％)

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

ダイワ／“RICI®”コモディティ・ファンド

資産運用業協会分類：追加型投信/内外/その他資産（商品先物）/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

＊「“RICI®”ファンド クラスA」の報酬等が年率0.7925%かかるため、実質的な信託報酬率の概算値は、年率1.9255%（税込）程度となります。ただし、投資先ファンドでは、管理事務代行報酬および資産保管会社報酬に下限金額が設定されているため純資産総額によって、実質的な信託報酬率が年率1.9255%（税込）程度を上回ることがあります。（目論見書作成時点）

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。
委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価
販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

10.運用管理費用（信託報酬）以外のコスト

①信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
③信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
④信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。
（※）「運用管理費用（信託報酬）以外のコスト」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

＜投資対象ファンドより支弁する手数料等＞
各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎年4月25日および10月25日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。収益分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

次のイ.、ロ.、またはハ.に掲げる日のいずれかと同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込みの受付けは行ないません。
イ. ニューヨークの銀行またはシンガポールの銀行のいずれかの休業日
ロ. シンガポールの銀行休業日（土曜日、日曜日および委託会社の休業日を除きます。）の前営業日
ハ. イ.、ロ. のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受付けを中止することがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求を取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数
注：解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

大和アセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図、受益権の発行等を行ないます）

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理を行ないます）

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

ダイワ／“RICI®”コモディティ・ファンド

資産運用業協会分類：追加型投信/内外/その他資産（商品先物）/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

24.基準価額の主な変動要因等

＜価額変動リスク＞

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として公社債等に投資するとともに、商品先物取引（商品先渡取引を含みます。以下同じ。）による運用を行ないますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 商品先物取引による運用に伴うリスク

商品先物の取引価格は、様々な要因（商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等）に基づき変動します（個々の品目により具体的な変動要因は異なります。）。

当ファンドでは、投資するファンドを通じて商品先物取引による運用を行ないますので、基準価額は、商品先物ポートフォリオの構成品目の値動きの影響を受けて変動します。

当ファンドの基準価額は、商品先物市場の変動の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落し、投資元本を下回ることがあります。

その他、基準価額に影響を与える要因として、次のものが考えられます。

・商品先物は、米ドル、カナダ・ドル、豪ドルなど各国の通貨建てで取引されるため、為替変動による影響を受けます。
・商品市場は、市場の流動性の不足、投機家の参入および政府の規制・介入等の様々な要因により、一時的に偏向するかその他の混乱を生じることがあります。
・各々の商品先物の上場市場が定める値幅制限（1営業日に発生する先物契約の変動額を制限する規則）などの規制・規則によって、不利な価格での契約の清算を迫られる可能性があります。
・当ファンドによる建玉が市場の一定割合を超えた場合に、取引所による建玉規制が行なわれ、指数の構成どおりに組入れができなくなる可能性があります。
・値段の低い期近の先物を値段の高い期先の先物に買換える場合、マイナスの影響を及ぼす可能性があります。

② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。実質組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ 外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。実質組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいて、外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため、当ファンドの実質組入外貨部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

④ その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため、投資先のファンドにおいて商品先物ポートフォリオや組入証券の売却を行なわなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ハ．当ファンドは、投資する「“RICI®”ファンド クラスA」を通じて、RICI®の動き（円換算）に連動する投資成果をめざして運用を行ないますが、主として以下の理由から、当ファンドの基準価額の動きがRICI®の動きに、十分に連動するとは限りません。

・「ダイワ・マネー・マザーファンド」を一部組入れるため、当ファンドにおける「“RICI®”ファンド クラスA」の組入比率は100％にはならないこと
・当ファンドの取得・解約の申込みに伴い「“RICI®”ファンド クラスA」の組入比率および為替エクスポージャーが変動すること
・当ファンドの運用管理費用（信託報酬）、監査報酬、売買委託手数料等の費用負担
・投資対象とする「“RICI®”ファンド クラスA」および「ダイワ・マネー・マザーファンド」のファンド設立・運営にかかる費用負担
・RICI®の算出に用いる金利と「“RICI®”ファンド クラスA」で実際に得る証拠金利息および短期金利運用収益に差があること
・RICI®の構成品目およびその構成比率を「“RICI®”ファンド クラスA」が完全に一致させて組入れない場合があること
・RICI®の算出に使用する商品先物価格と「“RICI®”ファンド クラスA」の基準価額を通じて当ファンドの基準価額に反映される商品先物価格の間に時間差があること
・商品先物取引の売買約定価格と「“RICI®”ファンド クラスA」の基準価額の算出に使用する商品先物価格が必ずしも一致しないこと

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

ダイワ／“RICI®”コモディティ・ファンド

資産運用業協会分類：追加型投信/内外/その他資産（商品先物）/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

・RICI®の算出に使用する商品先物価格と「“RICI®”ファンド クラスA」の基準価額の算出に使用する商品先物価格が必ずしも一致しないこと
・RICI®の算出に使用する為替レートと「“RICI®”ファンド クラスA」の基準価額の算出に使用する為替レートが必ずしも一致しないこと
・RICI®の算出に使用する商品先物の限月と「“RICI®”ファンド クラスA」に組入れる商品先物の限月が必ずしも一致しないこと
・商品先物取引の最低取引単位の影響
・商品先物の流動性低下時における売買によるマーケットインパクトの影響
・RICI®の構成銘柄の入替えおよびRICI®の算出方法の変更があったとき、それらが「“RICI®”ファンド クラスA」の運用に反映されるまでの影響
・商品先物運用において現物受渡しが発生した場合、その処理にかかる費用の影響
・商品先物業者の受渡し不履行が発生した場合の費用の影響
・出来高制限・証拠金率変更・その他予期せぬ事故等の取引所に起因する影響

【留意事項】
「ダイワ／“RICI®”コモディティ・ファンド」およびその関連ファンドであるケイマン籍の外国証券投資法人「“RICI®” Commodity Fund Ltd.」（そのサブファンドである「“RICI®”class A」を含みます。）（以下、当注記において、総称して「ファンド」といいます。）はJames Beeland Rogers、Jim Rogers®またはBeeland Interests, Inc.（以下、当注記において、総称して「Beeland」といいます。）により提供、保証、販売または販売促進されるものではありません。Beelandはファンド購入者、すべての潜在的ファンド購入者、政府当局、または公衆に対して、一般的な証券投資、特にファンドへの投資の助言能力を、明示的にも暗示的にも、表明または保証するものではありません。BeelandはRogers International Commodity Index®の決定、構成、算出において大和アセットマネジメント株式会社およびその関連会社、またはファンド購入者の要求を考慮する義務を負いません。Beelandはファンドが発行される時期、価格もしくは数量の決定またはファンドが換金されるもしくは他の金融商品、証券に転換される際に使用される算式の決定または計算の責任を負わず関与もしていません。Beelandはファンドの管理、運営、販売、取引に関して義務または責任を負いません。「Jim Rogers®」、「Rogers International Commodity Index®」、「Rogers International Commodity™」および「RICI®」は、James Beeland Rogers、Jim Rogers®またはBeeland Interests, Inc. のトレードマークおよびサービスマークであり、使用許諾を要します。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。